

L I C E N S E

◎ 公認心理師養成に対応した新カリキュラムが始動

公認心理師と臨床心理士
ダブルライセンス取得を視野に

● 人間科学部 心理・行動科学科 (人間科学部長 人間科学研究科長)

小林 哲郎 教授 — KOBAYASHI Tetsuro



公認心理師とは、国民の心の健康の保持増進のために、保健医療、福祉、教育、その他の分野において、質の高い心理支援を提供することを目的として作られた心理専門職初級の国家資格。厚生労働省・文部科学省共管のもと、2017年9月に法律が施行され、今年4月より、神戸女学院大学を含む多くの心理学系の学部・学科で、その養成教育が始動した。本学人間科学部心理・行動科学科では、15年9月の法案制定を見越して、ワーキンググループを作り、学科をあげて公認心理師養成カリキュラムの開設準備を進めてきた。これまで本学科にて取得可能とされる国家資格は精神保健福祉士のみだったが、公認心理師も重要な柱のひとつに加えられ、既存の臨床心理士との2資格取得も可能になった。ワーキンググループ長として新カリキュラム導入に尽力した小林哲郎教授に、その背景など話を聞いた。



— 新カリキュラム開設の背景とは？

公認心理師法が制定され、臨床心理士養成課程をもつ大学の殆どが公認心理師養成課程との並置に動き、新規参入もありました。本学心理・行動科学科に入学してくる約半数の学生は、2年間の大学院課程を修めねばならないにも関わらず、入学時には臨床心理士を指しています。本学も急いで並置の体制を整えなければ、志願者が他大学へ流れてしまったため、導入を決めました。

— 短期間での新設、さぞ大変だったのでは？

厚生省・文科省のカリキュラム検討委員会による決定が17年5月までずれ込んだため、厳しかったですね。公認心理師になるためには、原則として学部4年間と大学院2年間とで所定科目の単位を取得し、資格試験に合格しなければなりません。カリキュラムには学部で80時間、大学院で450時間以上もの実習が課せられ、その多くは医療機関を必須とする3領域以上の学外機関で実施せねばなりません。公認心理師と臨床心理士の2資格を受験可能とするには、重なる科目は多いものの、それぞれの条件を満たさねばならず、実習先と新科目の講師を探しながらの再編は苦労の連続でした。

— 現学部生も資格を取れるのですか？

17年度に学部、大学院に在籍していた学生は、科目の読み替えによる特例の経過措置があります。なので、それらを取得し、大学院に進学して所定の科目を修得するか、認定された施設で数年の実務をすれば可能です。また、大学院修了生も読み替えできれば受験でき、心理的支援の仕事をしている現任者も一定の条件を満たせば受験できます。ただし、他大学の心理学部以外から本学大学院へ入った等、科目が読み替えられない学生は取得できません。

— 臨床心理士との違いは？

臨床心理士は、約30年の歴史と実績

を重ね、現在3万人以上の有資格者を持つ民間資格で、文科省監督のもと、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が大学院の所定カリキュラムを修了した者に課す試験に合格することで取得できます。スクールカウンセラーや事件、事故、大震災の心のケア等で注目されており、公認心理師よりもカウんセラー色が強いと言えるでしょう。

また、公認心理師の資格は永続しますが、臨床心理士の資格は5年に一度審査があり、一定の質が担保されています。

— 今後の展望をお聞かせください。

目先の課題は、公認心理師試験にパスすること(笑)。私達教員も資格取得が必要なんです。また、今後の実習先の確保も検討が必要ですね。新カリキュラムは実習が多く、特に大学院生は相当ハード。学生も教員も、心身共に健康を維持できるよう注意して進めていきます。

本学は、これまでに多くの臨床心理士を輩出してきました。活躍の場は、医療機関はもちろん、児童相談所や養護施設、少年鑑別所や少年院、警察や自衛隊などにまで広がり、ニーズも年々増えています。公認心理師は国家資格なので、今後のカウンセラー募集では優先されるでしょう。しかし、臨床心理士にも光が当たるよう、そしてダブルライセンスを取れる人は取るように、しっかりサポートし、人間性を含めて成長できる教育を心がけて参ります。